

○富士市重度心身障害児及び重度心身障害者医療費助成金支給条例

昭和48年3月30日

条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害児及び重度心身障害者の医療費の負担を軽減するため、医療費を助成し、もつて重度心身障害児及び重度心身障害者の健康の保持と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 重度心身障害児 20歳未満の者であつて、次のアからエまでのいずれかに該当するもの（市長が同程度と認めた者を含む。）をいう。

ア 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第3の1級に定める障害の状態にある者

イ 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表1級の項若しくは2級の項に該当する者又は同表3級の項に該当する者（心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害の欄に該当する者に限る。以下「内部障害3級の者」という。）

ウ 静岡県療育手帳交付規則（平成12年静岡県規則第89号）第5条第1項の規定により児童相談所において療育手帳の交付を受け、その障害の程度がAと判定された者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その精神障害の状態が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級の1級として認められた者

(2) 重度心身障害者 20歳以上の者であつて、次のア又はイに該当するもの（市長が同程度と認めた者を含む。）をいう。

ア 前号イ又はエに該当する者

イ 静岡県療育手帳交付規則第5条第1項の規定により知的障害者更生相談所において療育手帳の交付を受け、その障害の程度がAと判定された者

(3) 65歳以上新規障害者 新たに前号に規定する重度心身障害者となつた者で、次のア又はイに掲げる者の区分に応じ、当該ア又はイに定める時点において65歳に達しているものをいう。

ア 第1号イ又は前号イに規定する者 当該障害に係る身体障害者手帳又は療育手帳の交付の申請を受理した時点

イ 第1号エに規定する者 当該障害に係る精神障害者保健福祉手帳の交付のあつた時点

(4) 保護者 親権を行う者又は後見人その他の者で前3号の者を現に監護し、又は扶養する者をいう。

(助成の対象)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることのできる者は、本市に住所を有する者で前条

各号の一に該当する者(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者を除く。以下「対象者」という。)とする。

(受給資格の認定)

第4条 医療費の助成を受けようとする対象者は、規則で定めるところにより市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

(受給資格者証)

第5条 市長は、前条の規定による認定の申請があつた場合は、これを審査し、適正と認めるときは、対象者に受給資格者証を交付する。

(助成金)

第6条 市が助成する医療費は、次に掲げる療養に要する費用につき、別表の左欄に定める算定基準額から健康保険組合等による保険給付額及び付加給付額並びに法令等に基づき国又は地方公共団体から補てんされた医療費の合計額並びに同表の右欄に定める自己負担額を控除した額とする。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療
- (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

(助成金の申請)

第7条 対象者が助成金の交付を受けようとするときは、療養を受けた月の翌月末日までに支給申請書により市長に申請しなければならない。ただし、その療養を受けた日から1年以内の場合であつて市長がこれにより難いと認めるときは、この限りでない。

(助成金の交付)

第8条 市長は、前条による申請があつたときは、その内容を審査し、適正と認められたものについて対象者に助成金を交付する。

(認定の取消し等)

第9条 市長は、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すものとする。

- (1) 偽り又は不正の手段により認定を受けたとき。
- (2) この条例の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定に基づき認定を取り消した場合においては、受給資格者証を返還させ、現に助成金が支給されているときは、返納通知書により当該助成金を返還させなければならない。

(損害賠償請求権)

第10条 市長は、第三者の行為によつて生じた療養について助成金を支給したときは、その支給した金額の限度で、保護者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成24年 6 月29日 条例第27号）
この条例は、平成24年10月 1 日から施行する。

別表（第 6 条関係）

算定基準額	自己負担額
(1) 社会保険各法の規定に基づき、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定により厚生労働大臣が定めるところにより算定した額から家族療養費を控除した額又は療養の給付を受ける場合の一部負担金として医療機関等に支払った額	1月につき、同一の医療機関等（薬局を除く。）に対する医療費の支払ごとに500円（当該支払額が500円に満たない場合にあつては、当該支払額）
(2) 指定訪問看護に係る基本利用料として医療機関等に支払った額	

(注)

- この表において「社会保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。
 - 健康保険法
 - 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
 - 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
 - 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
- この表において「医療機関等」とは、社会保険各法の規定に基づき医療に関する給付を取り扱う病院、診療所、薬局、指定訪問看護事業者その他のものをいう。
- この表において「基本利用料」とは、健康保険法第88条第4項に規定する厚生労働大臣が定める額から訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額、高齢者の医療の確保に関する法律第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める額から訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額その他これに相当するものをいう。
- 内部障害3級の者については、算定基準額により算出された額のうち、当該障害に付随して発現する傷病に対する医療であると医療機関等が判断したものに限り対象とする。
- 65歳以上新規障害者で、本人又は本人と同一の世帯に属する者のいずれかの者の前年の所得に対し市町村民税が課せられているものについては、算定基準額により算出された額から入院に係る額を控除する。